

三鷹市農業公園の団体利用・火気利用について

※令和5年度は公園内の工事を予定しています。工事期間中は団体・火気利用を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。

工事日程は、園内掲示および三鷹市ホームページにてお知らせします。

以下の注意事項を守りましょう。

1. 利用方法

- 指定管理者（JA 東京むさし三鷹緑化センター）に
直接「農業公園使用届」を提出し、予約することが必要
(郵送・電話・FAX不可。)
- キャンセル・内容変更の際は指定管理者へ連絡をする
- 使用前・後に確認票を記入し、緑化センターの点検を受ける

(※火気利用の場合)

- 農業公園使用届の提出のほか、**三鷹消防署への届出が必要**
- 自由広場は、南側のみ火気使用可。1火点、直火可。
調理を伴う場合は、鍋物・焼き芋等のみ可。鉄板・網は不可。
- 火気可能エリアは3区画設定、1区画1火点、直火不可。
1区画6名まで×3区画、最大18名まで。
バーベキューの利用は火気可能エリアのみとなります。

2. 利用可能時間

- 3月～11月 **午前9時～午後5時**
- 12月～2月 **午前9時～午後4時**

※ 時間内に
当日の受付～終了点検
を終えること。

3. その他のお願い事項

- **食べ残し、使用済みの炭・薪等を含め、ゴミは全て持ち帰ること**
(公園内にゴミ捨て場はありません。)
- 公園内の物(トイレ・植物等)は**丁寧に扱うこと**
※破損・汚損された際は補修・清掃等していただきます。
- 近隣住宅や他利用者への配慮及び事故の無いよう十分注意すること
(煙・話し声・BGMなど)
- 園内及び路上に車を駐車しないこと
- 公園内で事故があった場合は、使用者の責任とします
- その他、公園利用に支障を及ぼす行為、公序良俗に反する行為をしない事

※上記内容が守れない場合、今後の利用を禁止させていただきます

<三鷹市農業公園指定管理者>JA 東京むさし(三鷹緑化センター)電話 0422-48-7482

予約手続きやお問い合わせは営業時間内にお問い合わせいたします。

営業時間 3月～11月：午前9時～午後5時、12月～2月：午前9時～午後4時

令和5年5月8日～